

(仮称) たちばなこども園の開園に伴う条例等の制定について

1 条例等の制定の背景

本市では、橋地域に保育施設がない状況や橋地域の公立幼稚園の園児数減少を踏まえ、公立幼稚園2園を統合し、下中幼稚園の敷地において公立の幼保連携型認定こども園を整備することとし、「(仮称) 橋地域認定こども園整備基本計画」を策定しました。本基本計画に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を設置し、令和8年4月に開園する予定です。

このパブリックコメントは、これに伴う（仮称）小田原市幼保連携型認定こども園条例及び同条例施行規則の制定について意見を募集するものです。

2 制定する条例等

- (1) (仮称) 小田原市幼保連携型認定こども園条例（以下「条例」という。）
- (2) (仮称) 小田原市幼保連携型認定こども園条例施行規則（以下「規則」という。）

3 用語の定義

この資料において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 小学校就学前子ども 小学校就学の始期に達するまでの子どもをいう。
- (2) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (3) 1号認定子ども 4(2)ア(ア)の区分に該当する教育・保育給付認定子ども（年度の初日の前日において満3歳以上である者に限る。）をいう。
- (4) 2号認定子ども 4(2)ア(イ)の区分の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。
- (5) 3号認定子ども 4(2)ア(ウ)の区分の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。

4 制定（案）の内容

- (1) 名称及び位置（条例事項）

名 称	位 置
小田原市立たちばなこども園	小田原市小船174番地の1

- (2) 入園の要件（条例事項）

認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもであって、次のいずれかに該当する者とします。

- ア 次の(ア)～(ウ)いずれかの認定を受けた教育・保育給付認定子ども
- (ア) 年度の初日の前日において満3歳以上の小学校就学前子ども（(イ)に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）[幼稚部相当の子]
 - (イ) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの[保育部相当の満3歳以上の子]

(ウ) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、(イ)の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの〔保育部相当の満3歳未満の子〕

イ アに掲げる者のか、市長が特に入園の必要があると認める者

(3) 入園の制限（条例事項）

市長は、次のいずれかに該当する場合には、認定こども園への入園を拒むことができることとします。

ア 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。

イ アに掲げる場合のか、市長が入園を不適当と認めたとき。

(4) 定員（規則事項）

小田原市立たちばなこども園の定員は、92人とします。

※令和7年度は、1号認定子ども29人、2号認定子ども38人、3号認定子ども25人で定員を設ける予定です。

(5) 教育・保育を行わない日（規則事項）

ア 1号認定子どもに係る認定こども園の休業日（教育・保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとします。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(エ) 学年始休業 4月1日から同月6日まで

(オ) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

(カ) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

(キ) 学年末休業 3月26日から同月31日まで

イ 2号認定子ども及び3号認定子どもに係る認定こども園の休業日は次のとおりとします。

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

ウ ア及びイの規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日において教育・保育の提供を行うこととします。

(6) 開園時間（規則事項）

認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後7時まで（土曜日には、午前7時30分から午後4時まで）とします。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを延長し、又は短縮することとします。

(7) 教育・保育時間（規則事項）

認定こども園の教育・保育時間は、次のとおりとします。ただし、市長が必要と認めるときは、状況を考慮して教育・保育時間を延長し、又は短縮することとします。

- ア 1号認定子ども 午前9時から午後2時まで
- イ 2号認定子ども又は3号認定子どもであって、保育標準時間認定（1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）の保育の利用）を受けたもの 午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日にあっては、午前7時30分から午後4時まで）のうち保育が必要な時間
- ウ 2号認定子ども又は3号認定子どもであって、保育短時間認定（1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで）の保育の利用）を受けたもの 午前8時30分から午後4時30分まで（土曜日にあっては、午前8時30分から午後4時まで）のうち保育が必要な時間

(8) 提供する教育・保育等の内容（規則事項）

- ア 認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの発達に必要な教育・保育及び子育て支援を総合的に提供します。
- イ アに規定する認定こども園が提供する子育て支援は、次のとおりとします。
 - (ア) 時間延長型保育（認定こども園に在籍している2号認定子ども及び3号認定子どもに対して利用時間帯以外の時間において行う保育）
 - (イ) 預かり保育（認定こども園に在籍している1号認定子どもに対して行う一時預かり保育）
 - (ウ) 一時預かり保育（認定こども園に在籍していない乳幼児に対して行う一時預かり保育）
 - (エ) その他市長が必要と認める事業

(9) 入園手続及び退園手続（規則事項）

- ア 1号認定子どもの保護者は、当該1号認定子どもを認定こども園に入園させようとするときはこども園入園願書を、退園させようとするときはこども園退園届出書を市長に提出しなければならないこととします。
- イ 1号認定子どもの募集及び選抜に関し必要な事項は、市長が別に定めることとし、1号認定子どもの入園の選考結果については、こども園入園願書を提出した者に通知しなければならないこととします。
- ウ 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園等の手続については、保育所等利用に関する手續と同様の手續とすることとします。

5 施行日

令和8年4月1日（予定）